

平成28年度 第1回南砺市協働のまちづくり推進会議次第

と き 平成28年10月31日(月)午後7時～
ところ アスモ 大会議室

開 会

1. 委員長あいさつ

2. 付議事項

(1)「提言書」についての「市の対応状況および回答」への意見

①推進会議全体での意見交換

②運営委員会からの意見紹介

(2)今後の進め方

3. その他

閉 会

【点数表】 協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」

意見：「A:納得、 B:ほぼ納得、 C:問題あり、 D:不可(再提案やその内容等)
5点 3点 1点 0点

ページ	点数	提言概要
1	34	政策決定段階から市民参画を求めていくなど、パブリックコメントの仕組みとタイミングを考えること。
2	30	施策立案の方法としてパブリックコメントやワークショップなど市民参画を求めて意見を聞きながら実施していく方法を検討すること。
3	36	
4	40	
5	38	
6	38	
7	31	各種委員会等の会議の傍聴者へ、市民の声を聞く仕組みとしてのアンケートの実施とその内容の公開を義務づけすること。
8	43	
9	44	
10	40	
11	35	市は、市民、住民自治組織及び市民団体間の円滑な活動を支援するために必要な[専門のコーディネーター]を養成・配置すること。
12	40	
13	31	協働のまちづくりに関する理念や情報を、継続的に市民に問いかける場として、市の広報に「まちづくり推進会議」のコーナーをつくり、推進会議で話し合われている内容を伝えるなど、市民に共有意識を広める方法を検討すること。
14	34	市が取り組んでいる各種リーダー養成事業等の活動や成果などの情報は、自治振興会等へも提供するとともに、そこで養成されたリーダーが積極的にまちづくり活動へ参加するよう要請されたい。
15	36	
16	34	地域づくり支援員を派遣しているが、支援員としての機能・活動が十分果たされているとは言えないため、地域における課題及び市と連携した活動に対しては、支援員が積極的に関わるよう、その指導・育成を強化されたい。
17	31	施策実現の為のスケジュールに対してどの時点でどれだけの成果があったかの成果指標が明確でなく改善すること。外部意見がどのような体制でどの様に行われているか、わかりやすい方法で公開すること。
18	37	

セルは、35点未満

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(1)パブリックコメントについて

①政策決定段階から市民参画を求めていくなど、パブリックコメントの仕組みとタイミングを考えること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者	
①	1	C	パブコメが形骸化して、書く方も書かせる方も役に立っていない。	A	
	1	C	政策決定段階からの参画を求めるものであり、回答に反映されていない。	B	
	1	C	制度に基づいた募集がされているが、制度そのものにも修正が必要と思う。パブリックコメントを出したあとの処理方法に一工夫が必要。	C	
	1	C	政策決定段階に対応してほしい。	D	
	1	C	要綱の手直し	E	
	3	B	HP等に次々と挙げられてゆくが、市民(特に高齢者)の目に行き届きにくい。毎月広報にパブコメと市の回答をA4用紙1枚入れるのはどうか？	F	
	3	B	「南砺市パブコメ制度実施要綱」を文書としてもらえますか？	G	
	3	B	若者の参画を増やしては？	H	
	5	A		I	
	3	B		J	
	3	B		K	
	1	C	政策立案(から意見)の段階で行われることが重要。要綱では意見を求める期間が20日以上となっているが20日での設定が多い。有益な意見を求めるには意見を求める段階についての再考や、日数の改善が必要。	L	
	5	A		M	
	3	B		N	

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(1)パブリックコメントについて

②施策立案の方法としてパブリックコメントやワークショップなど市民参画を求めて意見を聞きながら実施していく方法を検討すること。

提言項目	意見	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
②	1	C	対応する具体的なルール作りが必要	A
	1	C	シンポジウム、ワークショップの議事録の公表。	B
	1	C	制度に基づいた募集がされているが、制度そのものにも修正が必要と思う。パブリックコメントを出したあとの処理方法に一工夫が必要。	C
	1	C	説明会の前段階で意見集約が欲しい。	D
	1	C	今まで経験が無いが是非実施を	E
	3	B	実際に意見集約の対応をとられる事例次第。	F
	1	C	具体的な今後の予定(シンポジウム、ワークショップ開催)はありますか？	G
	3	B		H
	3	B		I
	3	B		J
	3	B		K
	1	C	市民が意見を出しやすい場面や方法について、もっと検討して欲しい。	L
	5	A		M
	3	B		N

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)」

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(1)パブリックコメントについて

③具体的に政策立案段階から市民参画を求めて立案された件数及び事例を公開すること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
③	1	C	①②ができて初めて意味を持つ	A
	1	C	政策立案段階からの参画の件数、事例は？	B
	1	C	制度に基づいた募集がされているが、制度そのものにも修正が必要と思う。パブリックコメントを出したあとの処理方法に一工夫が必要。	C
	1	C	事例の公開の答えになっていないような？	D
	1	C	その都度が明確でなく、提出者に開示が必要。	E
	5	A	南砺市の公開制度は進んでいると思う。	F
	1	C	パブコメによる意見が、実際に政策決定に反映された件数はどれくらいあるかデータで示せますか？	G
	3	B		H
	5	A		I
	3	B		J
	3	B		K
	1	C	政策立案(から意見)の段階で行われることが重要。要綱では意見を求める期間が20日以上となっているが20日での設定が多い。有益な意見を求めるには意見を求める段階についての再考や、日数の改善が必要。	L
	5	A		M
	5	A		N

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(2)議会傍聴について

①議会と市民をつなぐ仕組みとして傍聴者を増やしていくことも重要であることから、市議会に対し、会議の内容が理解しやすくなるよう、傍聴者にも会議資料を配布するなどの工夫や、南砺市議会傍聴規則の規制緩和を検討するなどの申し入れをされたい。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
①	3	B	議会はセレモニー化しているので期待しない	A
	3	B		B
	1	C	傍聴しにくい状況がある。	C
	1	C	傍聴者を増などの為の回答になっていないような？ 傍聴者席に空きがあれば、当日もOKのような緩和が欲しい。	D
	3	B	ただし、傍聴者を増やす仕組みが必要	E
	5	A		F
	1	C	市議会傍聴規則を文書としてもらえますか？ 傍聴者を増やすための 提言なのに、それに対する前向きな姿勢が伺えないです。	G
	5	A		H
	3	B		I
	1	A		J
	3	B		K
	3	B		L
	5	A		M
	3	B		N

40

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)」

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(3) 市民参画を推進する仕組みについて

① 自治振興会メンバーに対する勉強会を開催すること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者	
①	1	C	自治振興会と住民の間に距離があるので、まずはこれを縮める	A	
	1	C	勉強会のフォローがなされていない。	B	
	1	C	市民参画といえば自治振興会となっているが、行政と市民の間に市民参画の考え方にずれがある。	C	
	1	C	振興会役員から勉強し市民参画の重要性を知ってもらうようにする。	D	
	1	C	単なる見る聞くだけの視察や勉強会では不可。	E	
	5	A		F	
	3	B		G	
	3	B	メンバー募集の案内をわかり易く。	H	
	5	A		I	
	3	B		J	
	3	B		K	
	3	B		L	
	5	A		M	
	3	B		N	

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(3)市民参画を推進する仕組みについて

②市民に対しての市民参画・市民協働に対するセミナーの開催とワークショップなどを企画すること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
②	1	C	市民が知りたいことを対話によって分かるようにしてほしい	A
	3	B		B
	1	C		C
	1	C	振興会役員から勉強し市民参画の重要性を知ってもらうようにする。	D
	1	C	与える出前講座から、住民と一緒に考える講座が必要	E
	3	B	市政出前講座の存在を知らない人もいます。周知のほどは？	F
	3	B	積極的に出向くとありますが、出前講座は市民側からの要請によって行われる。要請なしに行政から出向く場合もあるのでしょうか？	G
	5	A		H
	5	A		I
	3	B		J
	1	C	受講の利用PRだけでなく、講座のの利用状況を踏まえ出向くことも実施すべき。	K
	3	B		L
	5	A		M
	3	B		N

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)」

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(4)各種委員会等の会議に係るアンケートの実施と公開(傍聴者へ)

①市民の声を聞く仕組みとしてのアンケートの実施とその内容の公開を義務づけすること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
①	1	C	公募委員は人数が限られているので、もっと広く意見を求めてほしい。	A
	1	C	アンケートを実施し、公開すべき	B
	1	C	各種委員会での公募委員の少なさが問題。	C
	3	B		D
	1	C	アンケートでなく感想や意見を記入し、当日箱に入れさせてはどうか、又公募委員を求める努力も必要。	E
	5	A	市長への提言が充分だと思われる。	F
	0	D	対応は無理ということですね。	G
	3	B		H
	3	B		I
	5	A		J
	1	C	傍聴者に対する提言に対し、市民参画方法を答えているので、マッチングしていない。傍聴者が増える方法を模索してほしい。	K
	1	C	公募委員や「市長への提言」ではハードルが高い市民も多いのでは？	L
	5	A		M
	1	C	「公募委員」や「市長への提言」ではハードルが高く、市民の意見を聞く仕組みが必要である。	N

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)」

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(4)各種委員会等の会議に係るアンケートの実施と公開(傍聴者へ)

②一般の声を聞く仕組みとして、目安箱を設置しその内容を公開すること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
②	3	B	市民の意見に対する行政や市長の反応やパフォーマンスが欲しい。	A
	3	B		B
	1	C	募集方法に一工夫が必要	C
	3	B		D
	5	A		F
	3	B	意見はありましたか？「目安箱」のお知らせを広報やホームページに継続的にのせてはどうか。	G
	5	A		H
	3	B		I
	5	A		J
	1	C	傍聴者に対する提言に対し、市民参画方法を答えているので、マッチングしていない。傍聴者が増える方法を模索してほしい。	K
	3	B	委員会傍聴にて感じた事を伝える手段があれば、傍聴することへの意味も出てくる。	L
	5	A		M
	3	B		N

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(5) 政策の情報周知をする事による市民の参画について

①市はまちづくり基本条例を着実に推進するため、庁内推進本部にて運用指針を策定しているが、この運用指針で定めている「方法と対応」のチェックを実施し、未実施事項についてはその改善を行うこと。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
①	1	C	チェックを公表し、市民との意見交換を進めてほしい	A
	1	C	庁内推進本部の運用状況が見えない。組織の変更で?	B
	1	C		C
	3	B		D
	3	B		E
	5	A	今後の対応による	F
	3	B	見直し後の指針を文書でもらえますか?	G
	5	A		H
	3	B		I
	5	A		J
	3	B		K
	3	B		L
	5	A		M
	3	B		N

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)」

◆周知・広報

5点 3点 1点 0点

(5) 政策の情報周知をする事による市民の参画について

② ホームページの内容と広報誌の内容の整合性をはかるために情報の一元化を図ること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
②	3	B	HPに市民の活動を掲載できないか	A
	3	B	見直し箇所は？	B
	1	C	前よりは広報にてよく知らせて頂いているが、特に政策的な見方から一段下げた解決が必要と思う。	C
	3	B		D
	1	C	ホームページを見に入る事のおっくさを考えるべき(高齢化に伴い)	E
	3	B	ホームページの全体量が多すぎる。検索をかけると昔のも一緒に出てくる。過去のフォルダに入れ、更にはドメインも違うものを一つつくる。	F
	3	B		G
	3	B	市のホームページをわかり易く	H
	3	B		I
	5	A		J
	3	B		K
	1	C	むしろ、ホームページが難。広報誌の詳細を確認しようと思っても検索できない。	L
	5	A		M
	3	B		N

40

◆コーディネーター

5点 3点 1点 0点

(1)第18条について

①市は、市民、住民自治組織及び市民団体間の円滑な活動を支援するために必要な[専門のコーディネーター]を養成・配置すること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
①	0	D	趣旨が理解されていない。早急に専門職コーディネーターを	A
	0	D	専門のコーディネーターの解釈、理解不足。	B
	0	D	最も重要な点であり、コーディネーターを見つけ、支える人々により推進できるよう切願する。	C
	1	C	外部からでなく自治組織内に専門コーディネーターが必要なのでは？	D
	0	D	条例と当局との考え方の差を縮める会議等が必要。	E
	5	A	地域のことを長く知る人物の方が進められると思う。	F
	3	B	期待しています。	G
	5	A		H
	5	A		I
	3	B		J
	0	D	地域づくり支援員や各講座等の受講者が、コーディネーターとなると判断できない。「地域のことは地域」でとあるが、地域内の専門員を選定すべき	K
	3	B		L
	5	A		M
	5	A		N

35

◆コーディネーター

5点 3点 1点 0点

(2)学びあいの場について

①第20条において、「地域及び家庭において広く理念を理解し、意欲的にまちづくりに取り組むための学びあいの場をつくる」となっているが、具体的にどのような「学びあいの場」をつくってきたのかを明確にするとともに、その成果を公開すること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
①	0	D	親子・家庭における協働理解を進める学びの場が無い	A
	3	B	一般市民に見えていない。	B
	1	C	広い視野にたつてより多くの機会、対象を求める。	C
	3	B		D
	1	C	学ぶだけになっている。市の専門家を交え検討しあう時間も必要。	E
	5	A		F
	3	B		G
	3	B	多数の参加を頂くよう努めてほしい。	H
	5	A		I
	3	B		J
	0	D	未実施講座ののあり方について、廃止も含め検討すべき モデル事業が単発であり、テーマ別に求めることも検討すべき	K
	3	B		L
	5	A		M
	5	A		N

40

◆コーディネーター

5点 3点 1点 0点

(3)「まちづくり推進会議」の情報発信について

①協働のまちづくりに関する理念や情報を、継続的に市民に問いかける場として、市の広報に「まちづくり推進会議」のコーナーをつくり、推進会議で話し合われている内容を伝えるなど、市民に共有意識を広める方法を検討すること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
①	0	D	日々、行政の全てが協働を求められているのに認識が不足	A
	3	B		B
	1	C	推進員の中から執筆者をつくる。広報掲載が無理なら、別紙として集中的に期間を区切って発信する。	C
	3	B		D
	1	C	市報に会議紹介のコーナーを設け、開催された会議や審議会の内容を順に紹介してはどうか。	E
	3	B	ホームページは見る人が限られるのだが、それ以上は市としても対応が難しいと思う。	F
	1	C		G
	3	B		H
	3	B		I
	3	B		J
	3	B		K
	1	C	協働のまちづくりがなかなか進まないことにジレンマがある。推進会議のメンバーは、特に何かしなければと思っている。何ならできるのか？	L
	5	A		M
	1	C	推進会議に限定するのではなく、条例の紹介・説明等により「協働のまちづくり」について広く周知してもらおう仕組みが必要と考える。	N

(1)住民の参加について

①市が取り組んでいる各種リーダー養成事業等の活動や成果などの情報は、自治振興会等へも提供するとともに、そこで養成されたリーダーが積極的にまちづくり活動へ参加するよう要請されたい。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
①	1	C	自治振興会と一般市民の認識を近づける工夫が欲しい	A
	1	C	現況の組織、制度では無理。コミュニティの再構築を。	B
	1	C		C
	3	B		D
	1	C	修了者の一覧を紹介し、市民が活用できるようにしてはどうか。	E
	3	B	実際のところ、本人たちの意思に依るところが大きいが、特別に情報を流して頂いている事についてはとても有難い。	F
	1	C	養成事業への参加者の情報を振興会へ提供していますか？ 地域づくり支援員が情報を流せばどうでしょうか？	G
	5	A		H
	3	B		I
	3	B		J
	1	C	自治振興会に限らず、関係団体等へも共有をして、参加を促すよう努める	K
	3	B		L
	5	A		M
	3	B		N

34

(2)自治振興会組織の情報公開について

①市は自治振興会に、規約、事業内容、役員構成、予算、決算等について住民に対し広報等において公開するよう指導を徹底すること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者	
①	3	B	対応の成果を待ちたい	A	
	1	C	一般に見えてこない	B	
	1	C	振興会によって差がありすぎる。情報公開が無い振興会もあるので指導必要。	C	
	3	B	すみません。提言文の意味がよく分からない。	D	
	1	C	交付金の条件に広報の発行を入れ、当面強制的に発行させる。	E	
	3	B	自治会が自ら行うことであって、市が行うべきでないが、細かな内容は、その各地区の広報に挟むべきである。	F	
	3	B	各自治振興会の反応はいかがなものでしょうか？	G	
	5	A		H	
	3	B		I	
	3	B		J	
	1	C	人員交代もあるので難しい面もあるが、市の交付金もあることから積極的指導を期待する	K	
	3	B		L	
	5	A		M	
	1	C	自治振興会から提示された内容をHPで公開するとともに、未提示の自治振興会に対して期限を設けて提示を求め、公開性を高めることが必要。	N	

36

(3)地域づくり支援員について

①地域づくり支援員を派遣しているが、支援員としての機能・活動が十分果たされているとは言えないため、地域における課題及び市と連携した活動に対しては、支援員が積極的に関わるよう、その指導・育成を強化されたい。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
①	1	C	何年経っても成果が見えてこないのは何故か考えて欲しい	A
	3	B	現況では無理	B
	1	C	支援員地震のまちづくり推進についての理解をもっと深めてもらいたい。	C
	3	B		D
	1	C	支援員とコーディネーターの役割を再度認識させる場を設ける。	E
	3	B	支援員自体の存在が微妙。	F
	1	C	研修会とありますが、その件数や規模をお知らせください。	G
	3	B	もう少し早い対応を願いたい。	H
	3	B		I
	3	B		J
	1	C	自治振興会への参加が主体となっていないか？地域の各種団体への認知度を高め積極的参加を促してほしい。	K
	3	B		L
	5	A		M
	3	B		N

34

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)

(1) 行政意見について

施策実現の為のスケジュールに対してどの時点でどれだけの成果があったかの成果指標が明確でなく改善する

① 外部意見がどのような体制でどのように行われているか、わかりやすい方法で公開すること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者	
①	0	D	行政改革推進委員会が半年以上開かれないのでは意見などありえない。	A	
	1	C	外部意見がなされていない。見えない。	B	
	1	C	外部意見が絶対必要。	C	
	3	B	外部意見に早く対応願いたい。	D	
	3	B	情報公開コーナーで公開されているが、この事を周知する手立てが必要。	E	
	3	B		F	
	0	D	外部意見についての今後の方針をお知らせください。	G	
	3	B		H	
	3	B		I	
	3	B		J	
	0	D	早期外部意見を実施するための意見基準等を定めてほしい	K	
	3	B		L	
	5	A		M	
	3	B		N	

31

協働のまちづくり推進会議提案に対する「対応・回答」への意見と今後について

意見：「A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可(再提案やその内容等)

◆行政意見・出資団体

5点 3点 1点 0点

(2)出資団体について

出資団体及びそれに準ずる団体等に対して、経営状態及びその他の情報を公開するよう指導を強化されたい。

①市ホームページ内部サイトでその概要検索ができるようにすること。

提言項目	点数	意見	今後の対応方針に対する意見、今後の進め方等	回答者
①	3	B	あまり期待していない。	A
	3	B	市民に分かりやすい公開方法を検討して欲しい。	B
	3	B		D
	1	C	いつ公開するか等のスケジュールの明確化が必要。	E
	3	B	各社に意見する場を設けて頂くことは可能か？ 市民(≒株主)からの意見提言する場、もしくは市が仲介という形での伝え方は無いものか。三セク、指定管理になってから、それらの進め方について、不満を持つ市民が多く存在するのを耳にする。	F
	3	B		G
	3	B		H
	3	B		I
	3	B		J
	3	B		K
	3	B		L
	3	B		M
	3	B		N

37

◆協働のまちづくり推進会議について、その他ご意見

推進会議について、どうしたらまちづくりが更に強力に推進できるかという観点より、行政及び市民に対する方向をアドバイスできるような仕組みになれば良いかと。

回答者
C

推進会議からの提言の内容が市に理解されずに回答されているのではないかと D

多くの市民にご理解してもらえよう、工夫願いたい。 H
何年間の行動等を、もう少し観察させていただきたい。

◆その他市政全般について、その他ご意見

危機感の少ない市民に対して協働のまちづくりを是非推進してほしい。大きい判断をもって進めるかどうか、推進会議がその推進母体になればいいと思っています。 回答者 C

天下りが多くないか？ F

パブコメがあった場合、その回答は担当課で決めているのでしょうか？ G
市長にまでそのパブコメが届くのでしょうか？

オール南砺で(イベント、祭りを含め)まとまった事業をすすめていけるよう、工夫して H
いきたい。

推進会議からいただいた提言です。

提言に対する市の対応状況および回答です。

A:納得、B:ほぼ納得、C:問題あり、D:不可 を評価欄に記載
主に評価がC,Dとなるものについてご意見を記載願います。

「南砺市協働のまちづくり推進会議提言書」についての「市の対応状況および回答」

提言概要	対応状況	回答 現況	今後の対応方針
<p>■周知・広報 (1) パブリックコメントについて ①政策決定段階から市民参画を求めていくなど、パブリックコメントの仕組みとタイミングを考えること。 ②施策立案の方法としてパブリックコメントやワークショップなど市民参画を求めて意見を聞きながら実施していく方法を検討すること。 ③具体的に政策立案段階から市民参画を求めて立案された件数及び事例を公開すること。</p> <p>(2) 議会傍聴について ①議会と市民をつなぐ仕組みとして傍聴者を増やしていくことも重要であることから、市議会に対し、会議の内容が理解しやすくなるよう、傍聴者にも会議資料を配布するなどの工夫や、南砺市議会傍聴規則の規制緩和を検討するなどの申し入れをされたい。</p> <p>(3) 市民参画を推進する仕組みについて ①自治振興会メンバーに対する勉強会を開催すること。 ②市民に対しての市民参画・市民協働に対するセミナーの開催とワークショップなどを企画すること。</p> <p>(4) 各種委員会等の会議に係るアンケートの実施と公開(傍聴者へ) ①市民の声を聞く仕組みとしてのアンケートの実施とその内容の公開を義務づけること。 ②一般の声を聞く仕組みとして、目安箱を設置しその内容を公開すること。</p>	<p>■パブリックコメント関係 ① 要綱を定め実施中 ② 対応不十分 ③意見公募の内容を公表</p> <p>■議会傍聴関係 ①議案書及び会議資料は貸し出ししている。傍聴規則の変更は検討していない。</p> <p>■市民参画の推進 ① 視察・研修の実施 ② 市政出前講座の実施</p> <p>■アンケートの実施と公開 ① 未対応 ② 対応済み</p>	<p>■パブリックコメント(意見公募)関係 ① 「南砺市パブリックコメント制度実施要綱」(平成24年6月29日告示第170号)により実施している。 ② 案件の性質や重要性等を考慮しワークショップなどを設けるなどの手段をとっている案件は少ない。 同じく、市民生活に大きく影響を与える案件(条例案等)では、それぞれの担当課で説明会やシンポジウム、フォーラムを開催するなど対話形式の意見集約を実施している例も十分とは言えない。 ③ いただいた意見はその都度市ホームページで公開するとともに、意見の内容については、その後の検討会や審議会に諮り意見反映を行っている。</p> <p>■議会傍聴関係 ① 傍聴される方への会議資料の配布については、本会議は議員毎・質問順の質問要旨一覧表を配布、常任委員会及び全員協議会は議案書及び会議資料を貸し出ししている。 なお、常任委員会及び全員協議会は傍聴席の制限があるので事前に申し込みの手続きが必要。 また、傍聴される方には氏名及び住所の記入をお願いするとともに、危険物の持込みや飲食・喫煙、大声・騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為は禁止するなど、南砺市議会傍聴規則において会議の秩序を維持するための基本的なルールを規定している。</p> <p>■市民参画の推進 ① 自治振興会を対象に先進地視察を行うとともに、平成25年度から、次世代リーダーの育成として「住民自治のまちづくり教室」等を開催している。 ② 市民に対する「情報公開」の仕組みとして、市政に関しては、「市政出前講座」において積極的に説明に向かっている。 (平成27年度は80講座)</p> <p>■アンケートの実施と公開 ① アンケートの実施は行っていない。 ② 各行政センター窓口に「市政への意見箱」を設置済み。</p>	<p>[市民協働課] ① 今後とも「南砺市パブリックコメント制度実施要綱」により対応してまいります。 ② 今後、市民生活に大きく影響を与える案件については説明会やシンポジウム、ワークショップなどの開催により意見集約を図っていきます。 ③ 今後も意見は市ホームページで公開するとともに、意見の内容については、その後の検討会や審議会に諮り意見反映を行ってまいります。</p> <p>[議会事務局] ① 傍聴者への会議資料配布については、現在、配布や貸し出しをしているのでこれを継続してまいります。 なお、議会傍聴規則の規制緩和とありますが、この規則は会議場内における秩序を保つための最低限のルールを定めているものであり、一般的に言う規制に類するものではありません。従って規則の変更は考えておりません。</p> <p>[市民協働課] ① 引き続き、自治振興会を対象とした先進地視察や「住民自治のまちづくり教室」、「地域づくり勉強会」の充実を図ってまいります。 ② 引き続き、「市政出前講座」を利用いただくようPRするとともに、市民参画や市民協働に関するセミナー開催も実施してまいります。</p> <p>[市民協働課] ① 各種委員会等の会議内容に対する意見がある場合は、公募委員となって参画いただくほか「市長への提言」を活用いただきたい。 ②各行政センター窓口に設置してある「市政への意見箱」を活用願います。</p>

<p>(5) 政策の情報周知をする事による市民の参画について</p> <p>①市はまちづくり基本条例を着実に推進するため、庁内推進本部にて運用指針を策定しているが、この運用指針で定めている「方法と対応」のチェックを実施し、未実施事項についてはその改善を行うこと。</p> <p>②ホームページの内容と広報誌の内容の整合性をはかるために情報の一元化を図ること。</p> <p>■コーディネーター</p> <p>(1) 第18条について</p> <p>①市は、市民、住民自治組織及び市民団体間の円滑な活動を支援するために必要な「専門のコーディネーター」を養成・配置すること。</p> <p>(2) 学びあいの場について</p> <p>①第20条において、「地域及び家庭において広く理念を理解し、意欲的にまちづくりに取り組むための学びあいの場をつくる」となっているが、具体的にどのような「学びあいの場」をつくってきたのかを明確にするとともに、その成果を公開すること。</p> <p>(3) 「まちづくり推進会議」の情報発信について</p> <p>①協働のまちづくりに関する理念や情報を、継続的に市民に問いかける場として、市の広報に「まちづくり推進会議」のコーナーをつくり、推進会議で話し合われている内容を伝えるなど、市民に共有意識を広める方法を検討すること。</p>	<p>■情報の周知関係</p> <p>① 対応中</p> <p>② 対応済み</p> <p>■コーディネーター（第18条）</p> <p>① 実施中</p> <p>■学びあいの場</p> <p>①実施中</p> <p>■「まちづくり推進会議」の情報発信</p> <p>① 未対応</p>	<p>■情報の周知関係</p> <p>① 平成24年4月より運用している「南砺市まちづくり基本条例『市民参画』と『情報共有』に関する運用指針」により事務的な対応を行っている。</p> <p>③ 広報なんと自体も市ホームページ上で公開している。</p> <p>■コーディネーター（第18条）</p> <p>① 平成26年度より、一つの地区に複数の地域づくり支援員を派遣することができるよう制度を改めるとともに、平成27年度は増員し、39名から45名となった。また、地区外の職員についても地域づくり支援員として任命できるよう制度を改めた。 また、地域づくり支援員、市民協働課住民自治のまちづくり教室や五十の手習い塾等による人材育成プログラムを実施している。</p> <p>■学びあいの場</p> <p>① 「住民自治のまちづくり教室」を開催し、自治振興会からの推薦者（H26は25名、H27は29名）を受講生として、「なぜ、住民自治なのか」「どうして必要なのか」「役割は」「運営方法は」など、住民参加を促すうえで大切な基本部分について学ぶ機会を設けている。 また、「五十の手習い塾」を開講し、今後、地域において中心的な役割を果たす世代が、まちづくりについて考えるきっかけや気付きの場となる機会を設けている。（H25は17名、H26は15名、H27は18名が受講） 「市政出前講座」も開催している。 H24 70講座 24回、 H25 84講座 69回、 H26 94講座 43回、 H27 80講座 50回</p> <p>■「まちづくり推進会議」の情報発信</p> <p>① 基本的なこととして条例の普及啓発は重要であることから、まちづくり推進会議の会議録は市ホームページで公開されているところである。</p>	<p>【市民協働課】</p> <p>① 本指針においては当該条例の制定に合わせ策定・運用してきたが、その後見直しがされていなかったため、本年度における庁内推進本部員会議にて、運用指針の「方法と対応」のチェックを行うとともに、内容全体の見直しを図りました。 今後も引き続き本指針の検証と見直しに努めていきます。</p> <p>② 広報なんと自体も市ホームページ上で公開しており、ホームページの内容と広報誌の内容の整合性は図られていると認識しています。ただし、広報誌は紙面が限られているので、同じ項目でもホームページの情報量が多い場合がありますのでご留意願います。</p> <p>【市民協働課】</p> <p>① 専門職としてのコーディネーターを外部から求めることはせず、「地域のことは地域で」の住民自治の原則から、平成28年度からは、創生総合戦略の中でモデル地区を指定して、地域をよく知る人を専属事務局員として自治振興会に配属し、地域コーディネーターとしての役割をも果たせる人材を育成するシステム構築を検討していくこととしています。 また、多くの市民の方に「五十の手習い塾」等を受講いただき、自らがコーディネーターの役割を担っていただくことを期待しています。</p> <p>【市民協働課】</p> <p>①引き続き、「住民自治のまちづくり教室」、「五十の手習い塾」、「市政出前講座」を開催し、その成果の発表については「やっとなこと発表会」等において公開していきます。 さらに、これらのことが「まちづくりモデル事業」を含め、住民主体の行動・活動につながるよう努めていきます。</p> <p>【市民協働課】</p> <p>① 推進会議の開催が条例では年1回以上と定められており定期的な開催ではないことから、広報誌に毎月のコーナーとしての掲載は現実的に困難であります。 引き続き「まちづくり推進会議」の公開性を維持しながら会議録も市ホームページで公開し、市民の皆さんとの情報共有に努めます。</p>
---	---	---	---

<p>■自治振興会</p> <p>(1) 住民の参加について ①市が取り組んでいる各種リーダー養成事業等の活動や成果などの情報は、自治振興会等へも提供するとともに、そこで養成されたリーダーが積極的にまちづくり活動へ参加するよう要請されたい。</p> <p>(2) 自治振興会組織の情報公開について ①市は自治振興会に、規約、事業内容、役員構成、予算、決算等について住民に対し広報等において公開するよう指導を徹底すること。</p> <p>(3) 地域づくり支援員について ①地域づくり支援員を派遣しているが、支援員としての機能・活動が十分果たされているとは言えないため、地域における課題及び市と連携した活動に対しては、支援員が積極的に関わるよう、その指導・育成を強化されたい。</p> <p>■行政評価・出資団体等</p> <p>(1) 行政評価について 施策実現の為のスケジュールに対してどの時点でどれだけの成果があったかの成果指標が明確でなく改善すること。 ①外部評価がどのような体制でどの様に行われているか、わかりやすい方法で公開すること。</p> <p>(2) 出資団体について 出資団体及びそれに準ずる団体等に対して、経営状態及びその他の情報を公開するよう指導を強化されたい。 ①市ホームページ内部サイトでその概要検索ができるようにすること。</p>	<p>■住民参加について</p> <p>① 対応中</p> <p>■自治振興会組織の情報公開</p> <p>① 対応中</p> <p>■地域づくり支援員関係</p> <p>① 対応中</p> <p>■行政評価について</p> <p>① 一部未対応</p> <p>■出資団体について</p> <p>①一部未対応</p>	<p>■住民参加について</p> <p>① 研修者には地域リーダーとしての自覚を持って積極的に地域活動に参加するよう要請している。</p> <p>■自治振興会組織の情報公開</p> <p>①今年度の南砺市自治振興会連合会勉強会において各会長に広報発行を依頼済みであり、同様に事務局員にも依頼していく。</p> <p>■地域づくり支援員関係</p> <p>① 支援員の役割を明文化し、研修会において説明・配布を行っている。研修会での学びや感想、活動状況を市内 LAN の共通フォルダを用いて、情報の共有を図っている。</p> <p>■行政評価制度関係</p> <p>① 事務事業評価という形で、内部評価を実施しており、この評価を予算編成や決算審査に活用している。 現在も議会及び行政改革推進委員会への提出や、ホームページ及び情報公開コーナーでの公表を行っており、市民が行政参画する様々なシーンで評価結果を活用していただいていると認識している。</p> <p>■出資団体等関係</p> <p>① 経営状態などは法人の内部情報であり、地方自治法上も出資(出捐)率50%以上の団体については議会への提出が義務付けられているが市ホームページでの公開は行っていない。</p>	<p>【市民協働課】</p> <p>① 各種リーダー養成事業を修了した研修生に対しては、地域の中で何らかの活動を要請するとともに、各自治振興会等に対しては、「住民自治のまちづくり教室」「五十の手習い塾」での研修内容や、参加者名簿の情報を提供していくよう努めてまいります。</p> <p>【市民協働課】</p> <p>① 自治振興会の情報公開については、本来自らが行うべきことであるが、市としても自治振興会の理事会や総会において組織や活動の状況(規約、役員、事業、予算、決算、交付金の使途など)のわかる資料や広報紙の全戸配布が行われるよう要請していきます。</p> <p>【市民協働課】</p> <p>① 地域づくり支援員には、各自治振興会と関係を密にして、地域課題の解決に努めるよう指導していきます。ただし、地域課題の解決は自治振興会をはじめ地域住民が主体とならなければ達成できるものではありません。</p> <p>【行革・施設再編課】</p> <p>① 事務事業評価の成果指標については目標値と実績値は明記しているが、「見やすさ」などについては今後検討してまいります。外部評価については、今後検討してまいります。</p> <p>【行革・施設再編課】</p> <p>① 出資(出捐)率50%未満の団体については、南砺市の情報公開条例等の規定で「公開の指導に努める」こととなっていることから、市は毎年継続して指導を行っております。 現在策定中の、「南砺市第三セクター改革プラン」にも出資(出捐)率25%以上の情報公開の強化を盛り込む予定であり、それ以外の団体についても、公表可能な情報(出資(出捐)額、補助額など)について市民の方に判りやすい公開方法を検討してまいります。</p>
---	---	--	--